

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針 新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（２０１２１１１５商局第４号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第２章 共通の技術基準（第３条関係） １ 技術基準省令第３条第１号に規定する「必要な保安設備」とは、<u>手すり、さく囲、被覆及び安全な通路のほか、次に掲げるものをいう。</u> （１）～（５） （略） （６）次に掲げる墜落による危険を防止するための設備等 ①貨物自動車に荷を積む作業等を行う場合の労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第１５１条の６７の規定に基づく昇降設備 ②高さが２メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落のおそれのあるときの労働安全衛生規則第５１８条の規定に基づく作業床並びに作業床の端及び開口部等で墜落のおそれのあるときの同規則第５１９条の規定に基づく囲い等（ただし、作業床及び囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること） ③高さ又は深さが１．５メートルを超える箇所で作業を行う場合の安全に昇降するための労働安全衛生規則第５２６条の規定に基づく昇降するための設備等 （７）機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における労働安全衛生規則第１０１条の規定に基づく覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるときの同規則第１５１条の７８の規定に基づくコンベヤーの非常停止装置等 ２ 技術基準省令第３条第２号に規定する「必要な表示」とは、<u>標識のほか、次に掲げる箇所等での表示をいう。</u> （１）～（４） （略） ３ （略）	第２章 共通の技術基準（第３条関係） １ 技術基準省令第３条第１号に規定する「<u>その他の</u>必要な保安設備」とは、次に掲げるものをいう。 （１）～（５） （略） [新設] [新設] ２ 技術基準省令第３条第２号に規定する「<u>標識その他の</u>必要な表示」とは、次に掲げる箇所等での表示をいう。 （１）～（４） （略） ３ （略）

4 技術基準省令第3条第5号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、必要な照度を確保できる照明設備の設置のほか、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。

(1)・(2) (略)

5 技術基準省令第3条第6号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、電話の設置のほか、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。

6 (略)

第31章 火薬類取扱所（第40条関係）

1～9 (略)

10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、日本産業規格K4832：2018（火薬類の盗難防止設備の要求事項）3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること、又は次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(8) (略)

11～18 (略)

4 技術基準省令第3条第5号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。

(1)・(2) (略)

5 技術基準省令第3条第6号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。

6 (略)

第31章 火薬類取扱所（第40条関係）

1～9 (略)

10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(8) (略)

11～18 (略)